

8. 水道分野の国際協力について

(1) 水道の国際化について

水道ビジョンにおいては、長期的な政策目標のキーワードとなっている「国際」の課題に対応するため、「水道分野の国際貢献の推進」、「国際調和の推進」など、我が国水道の国際化を施策としてあげているところである。

また、本年7月に改訂した水道ビジョン改訂版では、昨今の国際関連の大きな動向の中、目標達成に向けて今後重点的に取り組むべき項目を追記したところであり、水道分野の国際協力・国際貢献の取組を更に推進していく所存である。

以下に昨今の水道分野における国際化の動向を示す。

ア. MDGs の達成に向けた動き

世界では約11億人が清浄な飲料水の供給を受けられない状況にあり、国連ミレニアム開発目標（MDGs）では、2015年までに安全な飲料水を利用できない人口の割合を半減することが掲げられている。

MDGs の達成に向け、平成20年5月に横浜で開催された第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）や平成20年6月の「経済財政改革の基本方針2008」（骨太の方針）では、世界、特にアフリカの水危機解決への貢献を目的として、井戸の整備などに携わる「水の防衛隊」を派遣することが示された。

平成20年7月の北海道洞爺湖サミットでは、MDGs のうち特に保健、水、教育分野に焦点が当てられ、G8各国が協力し MDGs の達成に向けて取組みを行うことが再確認された。水分野の取組みとしては、アフリカ及びアジア太平洋地域の水と衛生の問題解決に向け G8 水専門家会合が設置され、平成15年エビアンサミットで合意された水行動計画の進捗状況の評価及びそれを踏まえた実施戦略を平成21年イタリアサミットまでに策定することとなっている。

イ. 政府の水道産業の国際展開支援の方針

日本の水道の国際展開を推進する政府の方針として、平成19年5月の「アジア・ゲートウェイ構想」では、アジアにおける飲み水と衛生、水不足、水質悪化、洪水等に対する対策のニーズの高さを踏まえ、アジアの水管理・供給政策の立案支援等の推進することや、公共サービス業（水道事業等）の海外進出を促進することが政府の方針として示された。平成19年6月改定の「経済成長戦略大綱」では、国内依存型産業の国際展開支援として、国内需要が中心である水道業ほかの産業・製品について、その特徴、高い技術力・ノウハウ等の強みをいかした国際展開や輸出振興に向けた取組みを政府が支援していくことが明記された。これらの方針に基づき、アジアを始めとする各国における水道の国際展開を図っていくことが求められている。

ウ. 水に関する政界の動き

自由民主党は、平成20年7月に、日本と国際社会の水の安全保障に向けて、「チム水・日本」の形成、「水の安全保障戦略機構」の設立等を含む「特命委員会『水の

安全保障研究会』最終報告書を取りまとめた。(資料8-1)

続いて、平成21年1月には、「チーム水・日本」の形成に向け、その行動主体を支援する「水の安全保障戦略機構」が設置された。これを受け、政府側では「水問題に関する関係省庁連絡会」を設置し、対応を進めているところである。

- ・チーム水・日本：世界の水問題の解決のため、日本の持つ技術と知識を世界に発信していく、産学官の水技術の叡智を結集する総合連携。個別分野の行動主体となる各チームでは、個別企業・団体がエンジンになって自在に活動。
- ・水の安全保障戦略機構：政(超等派国會議員)、産、学よりなる分野横断型の政策提言機関。「チーム水・日本」の行動主体を支援する。各府省は同機構の助言・提言を受けて、各チームを支援。

(2) 水道分野の国際協力

我が国の二国間のODAとしての水道分野の国際協力は、贈与(無償資金協力、技術協力)と政府貸付等とに分けられ、このうち、技術協力に関しては、とりわけ水道事業者等の多大なる協力のもとで実施されている。

水道分野の国際協力のうち贈与に係る事業の大部分は独立行政法人国際協力機構(JICA)によって実施され、厚生労働省はJICAの実施する技術協力事業で要求される一定の専門家について、水道事業者等の協力を得て推薦を行っている。

また、研修員受入事業についても多くの水道事業者等の協力を得て実施されているところであり、水道ビジョンに掲げられている国際協力等を通じた水道分野の国際貢献を果たす観点からも、水道事業者等においては、引き続き、派遣専門家人選や研修員受入等に対するご協力をお願いしたい。

なお、平成20年11月、給水人口30万人以上の水道事業者等を対象にJICA技術協力専門家派遣、研修員受け入れ等の国際協力に関する情報の共有をより円滑に実施するため、厚生労働省と各水道事業者の水道分野の国際協力に関する連絡体制(メーリングリスト)を整備したところである。本メーリングリストについては、給水人口30万人未満の水道事業者等であっても隨時追加を受け付けているので、希望があれば水道課水道計画指導室まで連絡されたい。

○水道分野の専門家派遣数

年度(平成)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
長期専門家	16	16	19	15	17	11	8	10	6	5
短期専門家	22	24	19	22	24	17	19	13	14	15
合 計	38	40	38	37	41	28	27	23	20	20

・厚生労働省から推薦した者のみを集計

・年度ごとに当該年度内に派遣されている(本邦出発日及び本邦到着日を含む)延べ人数を集計

・セミナー、研修講師等も含む

○平成19年度長期専門家派遣状況（水道事業者等派遣分）

国名	派遣機関名	指導科目	所属
インドネシア	公共事業省人間居住総局	地方給水プロジェクト／水道政策	(社)日本水道協会
カンボジア	鉱工業・エネルギー省	水道事業人材育成プロジェクト(フェーズ2)	北九州市水道局
カンボジア	鉱工業・エネルギー省	水道事業人材育成プロジェクト(フェーズ2)	北九州市水道局
ネパール	公共事業計画省上下水道局	水道政策	堺市上下水道局
ブラジル	サンパウロ州基礎衛生公社	水供給システム管理プロジェクト	さいたま市水道局

○平成19年度短期専門家派遣状況（水道事業者等派遣分）

国名	指導科目	所属
カンボジア	水道事業人材育成プロジェクト(フェーズ2)(総括)	北九州市水道局
	水道事業人材育成プロジェクト(フェーズ2)(浄水場運転管理指導)	北九州市水道局
	水道事業人材育成プロジェクト(フェーズ2)(水質試験集団研修)	北九州市水道局
	水道事業人材育成プロジェクト(フェーズ2)(管路更新計画)	北九州市水道局
	水道事業人材育成プロジェクト(フェーズ2)(電気設備簡易図面作成)	北九州市水道局
ネパール	水道機械設備維持管理	岡山市水道局
ブラジル	無収水管理プロジェクト	川崎市水道局
ベトナム	中部地区水道事業人材育成(人材育成計画1)	横浜市水道局
	中部地区水道事業人材育成(人材育成計画2)	横浜市水道局
	中部地区水道事業人材育成(水質管理1)	横浜市水道局
	中部地区水道事業人材育成(水質管理2)	横浜市水道局
	中部地区水道事業人材育成(浄水処理1)	横浜市水道局
	中部地区水道事業人材育成(浄水処理2)	横浜市水道局
	中部地区水道事業人材育成(チーフアドバイザー／配水管理)	横浜市水道局
	中部地区水道事業人材育成(顧客サービス)	横浜市水道局

○水道分野の研修員受入数

年度（平成）	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
厚生労働省実施研修	53	94	282	15	61	5	32	0	0	0
JICA集団研修	51	54	50	32	32	33	36	34	39	38
JICA個別研修等	61	61	53	32	30	61	59	43	62	97

- ・厚生労働省実施研修にはセミナー等で参加した人数も含む
- ・平成13年度以降は水道関係のみの受入状況

○平成19年度研修員受入状況（水道事業者等受入分）

形態	対象国等	内容	受入事業体	人数
JICA集団研修		上水道施設技術	(社)日本水道協会	8
		水道技術者養成	札幌市水道局	8
		都市上水道維持管理	大阪市水道局	7
		上水道無収水量管理対策	名古屋市上下水道局	10
		水道管理行政	(社)国際厚生事業団	5
JICA 地域別研修	中央アジア等	寒冷地水道	札幌市水道局	7
	中東	上水道維持管理	広島市水道局	9
JICA 個別研修	イラク	水道経営	東京都水道局	4
	エジプト	水道管理行政	北九州市水道局	1
	カンボジア	水質試験	北九州市水道局	2
	カンボジア	電気施設操作・日常保守	北九州市水道局	2
	カンボジア	配水施設維持管理研修	北九州市水道局	2
	ジャマイカ	水運用・配水管理	(独)国際協力機構	4
	ブラジル	無収水管理（管理職）	さいたま市水道局	16
	ブラジル	無収水管理（技術者）	さいたま市水道局	16
	ブラジル	無収水管理（役員）	さいたま市水道局	11
	ベトナム	水質管理	横浜市水道局	3
	ベトナム	顧客サービス	横浜市水道局	2
	ベトナム	浄水処理	横浜市水道局	3
	ベトナム	人材育成	横浜市水道局	1
JICA 地域提案型 研修	ベトナム	水道事業における環境配慮	横浜市水道局	2
	ベトナム	無収水対策	横浜市水道局	3
	アジア・大洋州	上水道管理技術（緩速ろ過）	宮古島上水道企業団	3
	中国	水道技術（安全・安定給水）	北九州市水道局	2
メキシコ		水質管理	名古屋市上下水道局	2
	ラオス	上水道配給水管維持管理技術	さいたま市水道局	2

(3) 水道分野の国際貢献・国際展開

以下に水道ビジョンに掲げる方針に基づき実施している厚生労働省の取組を示す。

ア. 水道産業国際展開推進事業

厚生労働省では、「アジア・ゲートウェイ構想」や「経済戦略大綱」に位置づけられた水道産業の国際展開を、政府として推進するため、平成20年度から平成24年度の5カ年計画で、「水道産業国際展開推進事業費」を計上し、国際貢献の新たな取組みを実施中である。

水道産業の国際展開の検討として、アジアにおける水道事業・水道産業のニーズ調査の実施、我が国の水道関係団体・企業が海外の水道事業の経営に参画する場合のケーススタディの実施、国内体制整備の検討、を行う。また、対象国でのセミナー開催、担当者間ネットワークの構築等によりアジアとの交流を推進していく。

平成20年度は、11月8日に中国北京で、12月9日にカンボジアプノンペンでそれぞれ水道セミナーを開催した。セミナーでは、日本の水道技術、運営ノウハウ等の講演を行った。同時に、中国及びカンボジアの地方水道における現地調査を行うとともに、日本企業による今後の関与の可能性等につき検討していく。

イ. 国際機関との連携による厚生労働省の取組み

- ・ WHO飲料水質ガイドラインの第4版作成に向け、WHOへの活動費の拠出、専門家会合への専門家の派遣
- ・ O&Mネットワークへの活動費の拠出及び専門家の派遣（O&Mネットワーク：IWA傘下でWHOの協力を得ながら、主に途上国の施設維持管理の改善に向けた活動を行っている。国立保健医療科学院がコーディネーター。）
- ・ RegNetの会合への職員派遣、ガイダンス文書作成への協力（RegNet：水道に関する制度的枠組みに関する途上国の支援を目的としてWHOが設置。）
- ・ ISO/TC224の水道に関する規格策定及び国内対策への支援（3年後のISO規格改定に向け、ISO/TC224のワーキンググループが活動中。厚生労働省は、日本水道協会の国内対策委員会に参加し協力。）

ウ. 二国間会議等

- ・ 中国四川大地震の復旧支援 … 平成20年5月の同地震の際、水道関係団体を通じて、全国の水道事業体や水道関連企業に応急給水用資機材、飲料水等の拠出を呼びかけ復興支援に協力した。中国政府からは多大なる感謝の意が示されたところである。
- ・ 日韓水道行政会議の開催 … 平成20年11月に第2回会議を東京で開催し、両国政府の水道担当課長を中心とするメンバーが水道水質管理やその広報等について情報交換を行った。
- ・ 日米水道水質管理会議 … 平成21年3月に第5回会議をラスベガスで開催予定。

以上のように、厚生労働省では、我が国の優れた水道技術や経験を活用し世界各地の

水問題の解決に貢献するため、様々な取組みを行っている。また、平成19年4月には、水道関係団体が水道運営の一層の発展につながる議論を行う場として、(社)日本水道協会、(財)水道技術研究センター、(社)日本水道工業団体連合会が中心となって、「水道国際貢献推進協議会」を設立した。厚生労働省では同協議会等とも連携を図り積極的に国際貢献の支援を行っていくこととしている。

最後に、国際貢献の推進に当たって重要な点は、様々な取組を通じて国際機関、相手国等の関係者との緊密な信頼関係を築き継続していくことである。それが、将来のより活発な展開につながっていく。各都道府県、水道事業者等においても、積極的なご協力をお願いしたい。